

平成24年8月河内長野市定例教育委員会会議の概要

○日時：平成24年8月28日（火）午後1時00分～午後2時15分

○場所：河内長野市役所 7階行政委員会室

○出席者

教育委員

出口委員長、柴委員、澤田委員、阪谷委員

和田教育長

事務局

中尾教育推進部長、大江生涯学習部長、宮嶋教育推進部理事、尾谷生涯学習部理事、中村生涯学習課長、井上ふるさと文化課長、原田図書館長、松本学校教育課長、岡田学校教育課参事、西端学校教育課参事、西端青少年育成課長、木谷教育総務課長、宮阪教育総務課主幹

○審議内容

議案第28号「河内長野市教育委員会表彰規程の改正について」

(説明要旨)

現在の教育委員会表彰では、委員会の所管する小中学校園に在籍する児童生徒園児への表彰（第3条により規定）及びそれ以外の市内在学・在勤者、市内の学校及び団体への表彰（第4条により規定）を実施しているが、同様の成績を上げた子どもであっても、その子どもが公・私立のどちらに所属しているかにより、表彰の根拠となる条文が異なっている。

今回、第3条の表彰対象を、市内に在学・在住する幼稚園児、小学生、中学生若しくは高校生等（別に委員会が定めるものに限る。）又はこれらの者で構成される河内長野市内に所在する公私の団体とする改正を行うことにより、公・私立の区別なく表彰の根拠を統一し、本市全体の教育の発展に寄与するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

議案第29号「平成24年10月の人事異動について」

(説明要旨)

教育委員会事務局職員に係る定例の人事異動が平成24年10月に実施が予想されるが、本件については市長部局との調整の上で決定されていくことになり、事前に教育委員会に諮ることが困難な状況にあると考え、今回の人事異動に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に臨時に代理させる旨、事

前に議決を求めるもの。

なお、本件については、10月の定例教育委員会において、その結果や内容等について報告するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

議案第30号「平成24年度河内長野市一般会計補正予算(案)について」

(説明要旨)

平成24年9月市議会に提案予定の平成24年度河内長野市一般会計補正予算(案)のうち、教育事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見を求められたもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

議案第31号「河内長野市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任について」

(説明要旨)

現在の河内長野市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の任期が平成24年9月28日をもって満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条並びに河内長野市教育委員会会議規則第2条及び第3条の規程に基づき、委員長及び委員長職務代理者を選任するもの。

(審議状況)

審議を経て、委員長に澤田委員。委員長職務代理者に柴委員選任。

報告第13号「平成23年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算の報告について」

(説明要旨)

平成23年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算については、地方自治法第243条の3第2項の「普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。」との規定に基づき、平成24年9月市議会に報告するため、本定例教育委員会に報告するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で了承。

以上